

いまなぜ?

改憲論議

憲法というところ、9条問題や改憲問題が頭に浮かんで「難しい」「堅苦しい」「政治的だ」と、敬遠されがちです。ですが、2021年10月に衆議院選挙が行われたのは、「衆議院議員の任期は、4年とする」という憲法45条や、衆議院の総選挙は「解散の日から40日以内」という憲法54条1項があるからです。岸田文雄氏が首相に指名されたのも憲法67条によりますし、その首相が国務大臣を任命したのも憲法68条に基づいています。このように、憲法は国の政治の基本的な仕組みを定めており、政治は憲法に従ってなされなければなりません。憲法は、41条で国会に法律をつくる権限を授けています。しかし、憲法20条が信教の自由を、21条が表現の自由を保障していますから、たとえば人

首相・国会議員が改憲煽る異常

⑩ 憲法を簡単に変えてはいけない理由

々の表現活動を脅かすような法律を国会がつくることはできません。また、私たちが学校教育を受けたり、生活保護など福祉サービスを受けることができるのも、憲法26条が教育を受ける権利を、25条が「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障しているからです。

憲法は、政府など権力担当者がその権力を濫用しないよう縛り、人々の人権を保障するよう命じているのです。それだけに、権力担当者はその「縛り」を緩めようと改憲を試みますが、そのような改憲が私たちの人権をより手厚く保障するものなのか、逆に人権保障を後退させないか、慎重に点検しなければなりません。

いや、そもそも憲法改正は、一般の人々の側からの「より人権を保障する

るものではない決してありません。

憲法98条1項が述べるように、「この憲法は、国の最高法規」です。憲法の下に約1800もの法律があり、それらに基づいて政治も裁判も行われています。その最高法規が頻繁に変わると、法的安定性を損なうことになるでしょう。とりわけ日本国憲法は、他国の憲法と比べ、条文数や単語数の少ない憲法です。東京大学のケネス・盛・マツケルウェイン教授の調査によると、各国の憲法を英語に翻訳すると、単語数の平均は2万1000語ですが、日本は4998語だそうです。

日本国憲法は基本的な事柄を定め、詳細は法律で具体化しているのです。たとえば、ドイツでは選挙権・被選挙権年齢の引下げを憲法改正で行いましたが、日本では公職選挙法の改正で対応します。「他国が憲法改正を複数回行っているのに、日本が行っていないのは変だ」という声もありますが、それぞれの国の憲法の特徴や改正内容を見る必要があるでしょう。いずれにしても、憲法という国の骨格を変えるのは大変な作業です。コロナや「ウクライナ危機」に乗じて、私たちが浮足立って「改憲ムード」に流されることのないよう、しっかりと学習し語っていききたいものです。(奥野恒久龍谷大学教授)

参議院会派別議員数 (5月12日現在)

	議員数	7月の参院選で改選			非改選
		合計	比例	選挙区	
(*) 改憲勢力166議席	110	56	20	36	54
自由民主党	28	14	7	7	14
国民の聲	16	10	4	6	6
公明党	15	6	3	3	9
国民民主	45	23	8	15	22
新緑風会	13	6	5	1	7
日本維新の会	2	1	0	1	1
立憲民主・社民	2	0	0	0	2
日本共産党	2	0	0	0	2
沖縄の風	2	1	1	0	1
れいわ新選組	2	0	0	0	2
碧水会	2	1	1	0	1
みんなの党	8	3	0	3	5
各派に属さない議員	243	120	48	72	123
合計	2	1	0	1	1
欠員					

*「国民民主・新緑風会」16人の内、国民民主党所属は12人のため、改憲勢力の合計議員数は165議席(会派での合計は169議席)となっています。

ために、ここをこう改めた「い」という声と運動があったて行おうのが本筋でしょう。憲法に縛られている首相や国会議員が、憲法改正を煽るものではない決してありません。